

(別紙)

「加東市防災会議」 会議の経過

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事

(1) 加東市地域防災計画修正(案)について

当該計画修正案について、修正内容の概要説明及び新旧対照表による詳細説明

	意見・提案等	回答内容	
委員	災害対応にかかる河川基準水位の変更に伴う修正については、水位基準の見直しと共に特別警戒水位の名称変更を行う必要があります。	適切に修正します。	了解
委員	水防法の改正により、これまで地下街だけが避難確保計画を作る義務があったものを、浸水想定区域の中にある要配慮者利用施設に関しても避難確保計画を作る義務を有することになりました。その計画をそれぞれの管理者が作ると共に、市町がそれに対して、助言等をできる権限が今回の法改正で与えられていますので、今回は反映されていませんが、来年度以降少し取組が出てきたら、この地域防災計画にも位置づけていただければと思います。	市としてもその方向で取り組んでいきたいと思っています。	了解
委員	資料1-2(P1)の改正後の第9、地域住民の対する通信連絡手段の整備で、現有の主な情報伝達手段例と書いてありますが、ここは市が持っているものという意味で理解してよろしいでしょうか。お尋ねしたいのは、今のケーブルテレビで色々な手段で情報伝達を	市が単独で持っているというものだけでなく、市が活用しているものを現有として表現しているが、この部分については、はっきりわかる表現に修正します。	了解

	<p>していると思いますが、4番目のインターネットというものは、単独で存在するものではなくて、ケーブルテレビインターネットとしてサービスをしているのではないかと思いますので、この辺りの表記はいかがでしょうか。</p>		
委員	<p>資料1-2(P6)、1-3(P9)の第3、電気通信施設の整備等で、加東市の場合は、イオ光のサービスで色々な情報提供をしていると思いますが、この中にケイ・オプティコムを表示してはどうでしょうか。</p>	<p>ケイ・オプティコムは現在市がインターネットで利用していますので、追加修正します。</p>	了解
委員	<p>資料1-3(P10)の第1「主な通信手段」で、ケーブルテレビのところ、これまでは、音声告知放送、電話等というのがありますが、今回、TV映像のみとなっていますが、このTV映像というのは、文字放送を含んでいるのでしょうか。</p>	<p>ここは、文字放送とL字テロップを含んでいます。</p>	了解